

資料提供（平成 25 年 1 月 10 日）

交通局経営企画調整課 土井、岸上

TEL : 078-322-5977

市バス路線移譲に伴う提案競技の実施

1. 路線移譲の目的

「神戸市営交通事業 経営計画 2015」では、経営の効率化の一環として、官民の役割分担により運行の効率化を図ることとしています。

下記の 9 路線については、市バス事業の経営改善を図るとともに、民間事業者の運行ノウハウを最大限に活用し、既存の他路線との一体的な路線運営を行うことなどにより、一層の効率的な路線運営が期待できる民間事業者を募集し、バス路線の維持・充実を図ることとします。

2. 路線移譲する対象路線（計 9 路線）

(1) 路線区分 A（4 路線）

60 系統（岡場駅～東有野台）

62 系統（有馬中学校前～五社駅～岡場駅～藤原台北町 2 丁目）

63 系統（五社駅前～有野台）

67 系統（岡場駅～藤原台南町～岡場駅）

(2) 路線区分 B（2 路線）

68 系統（岡場駅～北神星和台）

69 系統（岡場駅～フルーツパーク）

(3) 路線区分 C（3 路線）

61 系統（神戸駅南口～鈴蘭台）

150 系統（神戸駅前～西鈴蘭台駅前）

158 系統（谷上駅～しあわせの村）

3. 運行事業者の選定方法

路線区分 A から C ごとに運行事業者を募集し、外部委員を中心とする選定委員会において提案内容を審査のうえ、路線区分ごとに運行事業者を選定します。

4. 運行条件

(1) 移譲先となる運行事業者は、サービス水準の更なる向上を図るなど、バス利用者の利便性確保のために最大限の努力を行うこととします。

(2) 運行事業者は、路線移譲実施日から少なくとも 3 年間は、路線、運行本数、運行時間帯及び基本運賃について、現行の運行サービス水準と同程度のサービス水準を維持するものとします。

5. 応募条件

- (1) 道路運送法その他関係法令等に適合すること。
- (2) 市内に一般乗合バス路線(高速・定期観光・限定・深夜を除く)を有すること。
- (3) 国税(法人税及び消費税)及び市内に事業所等がある場合は市税(法人市民税及び固定資産税)を滞納していないこと。
- (4) 「神戸市指名停止基準要綱」に定める指名停止の措置要件に該当しないこと。

6. 今後のスケジュール

- ・ 募集要項の配布 平成 25 年 1 月 15 日～25 日
※募集要項(共通編)については、ホームページにて配信
<http://www.city.kobe.lg.jp/life/access/transport/>
 - ・ 応募提案書類の受付 平成 25 年 1 月 28 日～2 月 1 日
 - ・ 事業者決定 平成 25 年 2 月中旬
 - ・ 路線移譲実施日 平成 25 年 5 月 1 日(予定)
- (選定事業者による業務開始)